

2020年5月25日

京都地方裁判所 刑事部 御中

要　請　書

関西生コンを支援する会

共同代表 鎌田 慧（ルポライター）

鎌田 慧

共同代表 佐高 信（評論家）

佐高 信

共同代表 宮里邦雄（弁護士）

宮里 邦雄

共同代表 海渡雄一（弁護士）

海渡 雄一

共同代表 内田雅敏（弁護士）

内田 雅敏

共同代表 藤本泰成（平和フォーラム共同代表）

藤本 泰成

共同代表 菊池 進（全日建中央執行委員長）

菊池 進

事務局長 勝島一博（平和フォーラム共同代表）

勝島 一博

私たち「関西生コンを支援する会」は、全日建関西地区生コン支部（以下、関生支部）の組合役員・組合員らに対する不当な長期勾留と接見禁止の即時中止および速やかな保釈などを実現することを目的として2019年4月結成された組織で、全国各地の労働組合や市民で構成されています。

現在、貴裁判所において、令和元年（わ）814号、同940号、同1105号各事件の被告人である、関生支部の武建一委員長と湯川裕司副委員長が勾留されています。2人の勾留期間は、貴裁判所における期間だけでみてもすでに300日を超え、他の大津地裁と大阪地裁で係属中の先行事件で最初に逮捕された2018年8月から数えると勾留期間は1年9か月（約640日）に及ぼうとしています。

そもそも関生支部は、大阪府労働委員会において労働組合資格を認定されたれっきとした合法的労働組合であり、その活動は広く社会的に評価されてきました。2人が逮捕、起訴された各事件も、建設現場におけるコンプライアンス（法令遵守）を求める調査や申し入れ活動、ビラまき、ストライキ、正社員化を要求する組合結成や雇用保障を要求する争議行為など、いずれも当たり前の正当な組合活動にほかなりません。

それにもかかわらず、関生支部を組織犯罪集団であるかのような予断と偏見をもって刑事事件化した捜査機関の手法は、国家権力による労働組合壊滅を企図した暴挙というべきであり、憲法28条が定める労働基本権保障に対する重大な侵害行為にほかなりません。

日本労働法学会の歴代代表理事経験者ら多数を含む有志78人は昨年12月、これら一連の事件は正当な組合活動を刑事免責の対象とすると明記した労働組合法1条2項を躊躇するものだとして異例の抗議声明を出しています。（別添の声明文参照）

すでに貴裁判所係属事件のいずれにおいても、捜査機関は証拠収集を終えて提出済みであり、2人が逃亡したり証拠隠滅を図るおそれではなく、不当な勾留をこれ以上続ける必要性はまったくありません。

したがって私たちは、貴裁判所に対し下記のとおり強く要請します。

記

1. 武委員長と湯川副委員長の勾留を取消し又は保釈することにより、速やかに身柄を釈放すること。

以上

声明文

組合活動に対する信じがたい刑事弾圧を見過ごすことはできない —関西生コン事件についての労働法学会有志声明

昨年から今年にかけ大阪・滋賀・京都等の関西地区で、労働組合の委員長を筆頭に、副委員長、書記長、一般組合員などが相次いで逮捕、起訴される事件が発生しています。本年12月9日現在で、組合員の逮捕者数は延べ81名、起訴者数は延べ69名にのぼっています。委員長は6度、副委員長は8度逮捕され、両者とも勾留期間は1年3ヶ月(460日)を超えています。一般メディアではほとんど報じられていませんが、本件は、連帯労組(全日本建設運輸連帯労働組合)の関生支部(関西地区生コン支部)の組合活動をめぐる事件であり、労働組合運動を理由とする刑事事件としては、戦後最大規模といえます。

本件で威力業務妨害と恐喝未遂の公訴事実とされているのは、1年以上前の日常的な組合活動です。運転手等の組合員が建設現場で法令の遵守を求める「コンプライアンス活動」も、産業別労働組合や職業別労働組合に見られる一般的な組合活動です。連帯労組は、労働組合法上の労働組合として認められている適格組合ですから、何よりも労働組合の組合活動の正当性の有無の観点から、関生支部の組合活動を判断して対応すべきものです。

*

現在の警察や検察は、組合活動としての正当性の有無を具体的に検証することなく、連帯労組の活動を「軽微な違反に因縁をつける」反社会的集団による妨害行為と捉えて対応しているとしか思えません。県によっては、「組織犯罪対策課」が捜査主体となり、一部の裁判所が傍聴人席に遮蔽板まで設置するあり様です。労働者の労働条件の改善を求める行為や、法令無視による不公正な競争を防止しようとする組合活動が、当該組合活動の正当性を判断されることもなく、違法行為とされ刑事処罰されるならば、憲法28条の労働基本権保障も、労働組合法による組合活動保障も絵にかいた餅になってしまいます。

また、公訴理由では組合役員や組合員の共謀が強調され、当該組合活動に参加していない者も逮捕、起訴されています。19世紀初頭、コンスピラシー(共謀)を理由に、労働組合運動を弾圧した労働基本権成立史の一コマをみるようでもあります。組織犯罪対策課が捜査主体となって、共謀立証を理由に長期にわたり身柄を拘束するという手法からみると、先に成立した共謀罪法(組織犯罪処罰法)が直接間接に影響を与えているのではないかとも危惧しています。

*

私たちは、労働法を研究する者として、今回の事件において、警察・検察当局の憲法を無視した恣意的な法執行に強く抗議するとともに、戦後積み上げられてきた組合活動保障を意図的に無視するものとして重大な懸念を表明するものです。警察官や検察官には、憲法遵守義務を負っている公務員として、憲法28条の団結権・団体行動権の保障、その確認としての労組法1条2項の組合活動の刑事免責を踏まえて、適正な法執行に努めることを強く求めるとともに、裁判官には、労組法上の適格組合に対して、「反社会的集団」との予断をもつことなく、組合活動の正当性の有無を真摯に判断することを求めます。

声明賛同者リスト（2019.12.09 12:00現在）

＜呼び掛け人＞		肩書
	青野 覚	明治大学教授
	浅倉 むつ子	早稲田大学名誉教授
	有田 謙司	西南学院大学教授
	石井 保雄	獨協大学教授
	石田 眞	早稲田大学名誉教授
	緒方 桂子	南山大学教授
	唐津 博	中央大学教授
	毛塚 勝利	労働法学研究者
	島田 陽一	早稲田大学教授
	角田 邦重	中央大学名誉教授
	武井 寛	龍谷大学教授
	土田 道夫	同志社大学教授
	道幸 哲也	北海道大学名誉教授
	名古 道功	金沢大学名誉教授
	西谷 敏	大阪市立大学名誉教授
	浜村 彰	法政大学教授
	深谷 信夫	茨城大学名誉教授
	藤本 茂	法政大学教授
	三井 正信	広島大学教授
	山田 省三	中央大学名誉教授
	吉田 美喜夫	立命館大学名誉教授
	米津 孝司	中央大学教授
	脇田 滋	龍谷大学名誉教授
	和田 肇	名古屋大学名誉教授
＜賛同人＞		肩書
	淺野 高宏	北海学園大学法学部教授・弁護士
	阿部 和光	久留米大学名誉教授

	新谷 真人	日本大学法学部教授
	井川 志郎	山口大学准教授
	遠藤 隆久	熊本学園大学教授
	大場 敏彦	流通経済大学教授
	大橋 範雄	大阪経済大学教授
	大山 盛義	日本大学教授
	岡村 優希	関西外国语大学助教
	奥貫 妃文	相模女子大学准教授
	小俣 勝治	青森中央学院大学教授
	勝亦 啓文	桐蔭横浜大学教授
	加藤 智章	北海道大学大学院法学研究科教授
	金子 征史	法政大学名誉教授
	河合 墾	岩手大学准教授
	菅野 淑子	北海道教育大学教授
	倉田 原志	立命館大学教授
	小宮 文人	専修大学法学研究所客員所員
	近藤 昭雄	中央大学名誉教授
	斎藤 周	群馬大学教授
	斎藤 善久	神戸大学准教授
	榎原 嘉明	名古屋経済大学准教授
	笹沼 朋子	愛媛大学法文学部講師
	清水 敏	早稲田大学名誉教授
	鈴木 隆	島根大学教授
	高野 敏春	国士館大学教授
	高橋 賢司	立正大学准教授
	瀧澤 仁唱	桃山学院大学法学部教授
	辻村 昌昭	淑徳大学名誉教授
	所 浩代	福岡大学法学部教授
	内藤 忍	労働政策研究・研修機構副主任研究員

	中島 正雄	京都府立大学教授
	中野 育男	専修大学教授
	長峰 登記夫	法政大学人間環境学部教授
	中村 和夫	静岡大学特任教授
	沼田 雅之	法政大学教授
	野川 忍	明治大学法科大学院専任教授
	濱畠 芳和	立正大学准教授
	原 俊之	明治大学講師
	春田 吉備彦	沖縄大学教授
	日野 勝吾	淑徳大学准教授
	藤井 直子	大妻女子大学専任講師
	藤木 貴史	帝京大学助教
	藤原 稔弘	関西大学教授
	古川 陽二	大東文化大学教授
	細川 良	青山学院大学教授
	松尾 邦之	香川大学名誉教授
	丸山 亜子	宮崎大学地域資源創成学部准教授
	向田 正巳	駒澤大学准教授
	本久 洋一	國學院大學法学部教授
	柳澤 武	名城大学教授
	矢部 恒夫	広島修道大学国際コミュニティ学部教授
	渡辺 章	筑波大学名誉教授
	渡邊 賢	大阪市立大学教授